随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：大阪府警察関目別館空調設備改修工事

本契約は大阪府警察関目別館に設置されている３台の吸収式冷温水機のうち1台の制御盤の更新及び、全体を統括するリモコンの改修工事です。

当該工事では３台連動している機器のうち１台のみ制御盤の更新を行い、尚且つ全体に連動しているリモコンの更新を行うため、改修工事中の機器の分離や改修後の既設機器の連動、設定など機器相互間の整合性を考慮する必要があります。

このため、工事を施工できる者は、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・使用、性能等を熟知した製造設置業者である株式会社日立ビルシステム関西支社のほかになく、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われますので、同社と地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第２項第１号により比較見積を省略するものです。

以　上